※各評価項目に対する各申請書への記載に当たっては、**『総合評価に関する事項』に係る留意事項等**（以下「**留意事項等**」という。）をよく読んでください。

総 合 評 価 に 関 す る 事 項

工　　事　　名　　Ｒ８徳土　徳島環状線（阿波しらさぎ大橋）　徳・川内他　舗装修繕工事
路　線　名　等　　徳島環状線
工　事　箇　所　　徳島市川内町他（阿波しらさぎ大橋）

１　入札の評価に関する基準

この工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は、次のとおりとする。

① 企業の施工能力の評価

評 価 項 目	評 価 基 準	配 点	得 点
平成 28 年度から入札公告日までに通知された工事成績評定点（３件以内）	工事成績評価＝Σ[(Ｙn-65)]×15/45 評価は整数（小数第１位を四捨五入） ＜15 点を上限とする＞ Ｙn：工事成績評定点（３件まで申告）	0～15	/ 15.0
ＩＳＯ等	IS09001、IS014001、エコアクション２１のいずれかを取得等	5.0	/ 5.0
	上記以外	0.0	
ワークライフバランス	くるみん、えるぼし、ユースエール、徳島県はぐくみ支援企業のいずれかの認定等	2.0	/ 2.0
	上記以外	0.0	

② 配置予定技術者の施工能力の評価

評 価 項 目	評 価 基 準	配 点	得 点
配置予定技術者の資格	技術士(技術部門が建設部門又は総合技術監理部門（建設））又は１級土木施工管理技士、１級建設機械施工（管理）技士の資格を有し、かつ、１級舗装施工管理技術者又は２級舗装施工管理技術者の資格を有する者	5.0	/ 5.0
	技術士(技術部門が建設部門又は総合技術監理部門（建設））又は１級土木施工管理技士、１級建設機械施工（管理）技士の資格を有する者	3.0	
	上記以外	0.0	
平成 28 年度から入札公告日までに通知された工事成績評定点（入札公告日時点で 45 歳未満の場合は、平成 23 年度から入札公告日までに通知された工事成績評定点）（３件以内）	工事成績評価＝Σ[(Ｙn-65)]×15/45 評価は整数（小数第１位を四捨五入） ＜15 点を上限とする＞ Ｙn：工事成績評定点（３件まで申告）	0～15	/ 15.0

③ 地域貢献度の評価

評 価 項 目	評 価 基 準	配 点	得 点

県内企業活用 （県内下請け） （除外する工種は別表に記載）	全ての一次下請契約を県内企業と締結する計画を提出又は全て自社施工を行う計画を提出	5.0	/ 5.0
	上記以外	0.0	

「除外する工種」	除外する工種はなく、全ての工種を県内企業活用（県内下請け）の評価の対象とする。

④　地域精通度の評価

評 価 項 目	評 価 基 準	配 点	得 点
地域精通度	徳島県内に主たる営業所がある	15.0	/ 15.0
	徳島県内に営業所がある	5.0	
	上記以外	0.0	

⑤　低価格入札による減点措置

この入札は「総合評価落札方式の実施方針」１１の（２）に規定する低価格入札に対する減点措置の対象となる。

低価格入札に対する減点措置の方法は、次のとおりとする。なお、同時にアとイの減点措置の対象となる場合は、合計した点数を減点する。

ア　この入札で低入札価格調査基準価格を下回った価格で応札した者は、この入札の加算点を算出するに際して**20 点減点**するものとする。

イ　建設工事の種類が「**舗装工事**」である徳島県発注工事（総合評価落札方式）において、低入札価格調査基準価格を下回った価格で落札した者で、開札日が減点措置の期間中にある者（以下「**減点対象者**」という。）の行った入札の評価に当たっては、減点措置を実施するものとする。

２　総合評価の方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者（失格となった者を除く。）に対して、次の方法により算出される「評価値」をもって総合評価を行う。

評価値＝（基礎点＋加算点）÷入札価格（単位：億円）

基礎点：入札に必要となる参加資格要件を満足する場合に 100 点とする。
加算点：「１　入札の評価に関する基準」に基づき、次の方法により算出する。

加算点＝（１①～④の得点の合計＋⑤の減点（該当する場合））÷62 点（１①～④の配点の合計）×15 点

なお、評価値は、小数第３位（小数第４位四捨五入）止めとする。
加算点は、小数第１位（小数第２位四捨五入）止めとする。
入札価格は、億円単位とし、小数第５位（小数第６位切り上げ）止めとする。

３　低入札に対する減点措置

この入札で、低入札価格調査基準価格を下回った額で落札した者は、「減点措置の対象部局」に記載された期間、低入札に対する減点措置として総合評価落札方式において、**20 点減点**される。ただし、この工事において次の表に記載する期間内に工事しゅん工承認を通知した場合は、減点措置の期間を工事しゅん工承認の通知日までとする。

なお、減点措置の対象となる入札は、建設工事の種類がこの入札と同じものに限るものとし、減点は累積する。

減点措置の対象部局

減点措置の期間	部　局
落札決定日の翌日から契約締結日の前日まで	徳島県土整備事務所（鳴門支所を含む）
契約締結日から起算して 201 日間	全ての発注部局

『総合評価に関する事項』に係る留意事項等

★この入札は、入札後審査方式一般競争入札により行うため、落札候補者として決定された者を除き、原則として、提出された入札参加資格確認資料のみで入札参加資格の確認（審査）及び総合評価を行うので、指定された様式等への記述に際し、次の内容を十分確認した上で、記述漏れ、記述間違いのないよう注意すること。

なお、審査は申請書等を印刷して行うので、申請書の各ページには、必ず「商号又は名称」を記述すること。記述漏れとなったページにより、参加資格が確認できない場合については、無効、評価基準が確認できない場合については、加算点の算出を行わないものとする。

■企業の施工能力の評価

○総合評価加算点等算出資料申請書により評価するので、この申請書に示した「注意事項」に十分注意して記述すること。

○評価項目（工事成績）

・工事成績の評価は、「企業の施工能力」に記述された次の方法により算出する。

工事成績評価＝Σ〔（Ｙｎ－65）〕×15／45

Ｙｎ：工事成績評定点

・工事成績評定点は、３件まで申告することができる。

・工事成績評定点は、平成 28 年度からこの入札の公告日までの間に徳島県又は国の行政機関から工事成績評定要領等に基づき通知されたものに限る。

・工事成績評定点は、建設業法別表第１に掲げる建設工事の種類が「**舗装工事**」の場合に限る。

・特定建設工事共同企業体の工事成績評定点は、その構成員として出資比率 20 パーセント以上の場合に限る（ただし、経常ＪＶでの実績については、経常ＪＶとしての出資比率が 20 パーセント以上であれば評価する。経常ＪＶを構成する単体企業の出資比率まで算定するものではない。）。

○評価項目（ＩＳＯ等）

・入札公告日における取得等の状況を評価する。

・入札公告日において、有効期限切れの場合は評価対象外とするが、入札公告日に更新手続き中（更新審査終了済）であり、かつ、落札候補者の段階で更新手続きが完了している場合には評価する。

○評価項目（ワークライフバランス）

・入札公告日における認定等の状況を評価する。

・入札公告日において、認定取消し又は有効期限切れの場合は評価対象外とするが、入札公告日に更新手続き中（有効期間内更新申請済）であり、かつ、落札候補者の段階で更新手続きが完了している場合には評価する。

■配置予定技術者の施工能力の評価

○総合評価加算点等算出資料申請書により評価するので、この申請書に示した「注意事項」に十分注意して記述すること。

・配置予定技術者は、開札日時点で雇用期間が１年未満の場合には、総合評価における配置予定技術者の評価対象としないので注意すること。

・配置予定技術者は、最大３名まで申請できるが、複数申請した場合は、加算点の最も低い者の評価を採用するので注意すること。

・配置予定技術者の評価は、工期の２分の１を超える期間において、現場代理人、監理技術者補佐、（特例）監理技術者又は主任技術者として従事した経験を対象とする。

・施工管理技士等保有資格の記載に当たっては、入札参加資格要件と評価基準に留意すること。

・低入札価格調査制度に基づき、増員して配置した技術者として従事した工事の経験等は評価の対象としない。

○評価項目（工事成績）

・工事成績の評価は、「配置予定技術者の施工能力」に記述された次の方法により算出する。

工事成績評価＝Σ〔（Ｙｎ－65）〕×15／45

Ｙｎ：工事成績評定点

・工事成績評定点は、３件まで申告することができる。

・工事成績評定点は、平成 28 年度からこの入札の公告日までの間に徳島県又は国の行政機関から工事成績評定要領等に基づき通知されたものに限る。ただし、入札公告日時点で配置予定技術者が 45 歳未満の場合（満 45 歳の誕生日が入札公告日の２日後以降の場合（年齢計算ニ関スル法律に基づく））は、平成 23 年度からこの入札の公告日までの間に通知されたものとする。また、入札参加者が下記に示す方法で評価期間の加算を申請した場合は、申請した年数を加算し

た期間とする。
・工事成績評定点は、建設業法別表第１に掲げる建設工事の種類が「**舗装工事**」の場合に限る。
・特定建設工事共同企業体の工事成績評定点は、その構成員として出資比率 20 パーセント以上の場合に限る（ただし、経常ＪＶでの実績については、経常ＪＶとしての出資比率が 20 パーセント以上であれば評価する。経常ＪＶを構成する単体企業の出資比率まで算定するものではない。）。

○配置予定技術者の工事成績に係る評価期間の加算申請
・配置予定技術者が平成 28 年度からこの入札の公告日までの間に妊娠、出産、育児、介護（以下「**出産・育児等**」という。）を理由とした一時休業を通算で１年間（365 日）以上取得している場合は、別に示す「出産･育児等に配慮した技術者評価の実施要領」に基づき、配置予定技術者の工事成績に係る評価期間を加算することができる。ただし、入札公告日時点で配置予定技術者が 45 歳未満の場合（満 45 歳の誕生日が入札公告日の２日後以降の場合（年齢計算ニ関スル法律に基づく））は、平成 23 年度からこの入札の公告日までの間に出産･育児等を理由とした一時休業を取得している場合とする。

■地域貢献度の評価
○総合評価加算点等算出資料申請書により評価するので、この申請書に示した「注意事項」に十分注意して記述すること。

■地域精通度の評価
○評価項目（地域精通度）
・「主たる営業所」及び「営業所」とは、建設業法上の「主たる営業所」及び「営業所」とする。
・入札参加資格確認票（様式１）に徳島県以外の住所を記載した者で、建設業法上の「営業所」が徳島県内にある者は、加算点等算出資料申請書に営業所の所在を記入すること。